

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第2回）検討結果

(1) 計画策定段階の原則	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	【例示】 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。 【基本構想原案】 ●市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表する旨を規定する。 【基本構想案】 ●市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行うに当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表することを規定する。
(2) 計画策定手続き	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	【例示】 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。 【基本構想原案】 ●計画策定段階における市民への意見聴取の方法としてパブリックコメントやアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。 【基本構想案】 ●計画策定段階における市民への意見聴取の方法として意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。
(3) 審議会等への参加・公開	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	【例示】 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。 【基本構想原案】 ●市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、中立性の確保及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。 ●審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない旨規定する。 【基本構想案】 ●市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、<u>地域、性別、年齢、国籍などに配慮すること及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。</u> ●審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならないことを規定する。

(4) 住民自治定義・原則	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案) 第3回地域コミュニティ部会での再検討結果	【例示】 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 市民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良い生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。 【基本構想原案】 ●共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動を市民自治とする定義を規定する。 ●自治会やボランティア・NPO等の市民活動団体、地域の良い生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も市民自治活動の主体であることを規定する。 【基本構想案】 ●市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動であることを規定する。 ●市民自治活動の主体は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良い生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれることを規定する。